

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	：	：	法人名
特定寄附金の額の合計額 (23の計)	1	円	住民税額の計算の基礎となる法人税額の計算	調整前法人税額 (6)	11	円	
税額控除基準額 (1) × $\frac{40}{100}$	2			税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「29」+「34」)+(別表六(十二)付表二「19」+「24」)	12		
差引税額控除基準額残額 (2) - (22)	3			通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に係る加算額	13		
特定寄附金基準額 (1) × $\frac{10}{100}$	4			法人税額調整加算額 (別表三(二)「25」)+(別表三(二の二)「26」)+(別表三(三)「21」)+(別表六(三十)「31」)	14		
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5			加算課税額 (12) + (13) + (14)	15		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	6			中小企業者等以外の法人 (別表六(六)「7の②」+「7の④」から「7の⑦」までの合計+「7の⑮」から「7の⑰」までの合計+「7の㉓」から「7の㉔」までの合計)	16		
当期税額基準額 (6) × $\frac{5}{100}$	7			中小企業者等 (別表六(六)「3」+「7の②」から「7の⑦」までの合計+「7の⑩」から「7の⑬」までの合計+「7の⑮」から「7の㉓」までの合計+「7の㉔」から「7の㉕」までの合計)	17		
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8			仮計 (11) + (15) - ((16)又は(17)) (マイナスの場合は0)	18		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑭」)	9			加算対象通算対象欠損調整額等	19		
法人税額の特別控除額 (8) - (9)	10			控除対象通算適用前欠損調整額等	20		
				住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (18) + (19) - (20) ((20) > ((18) + (19) - (15))の場合は(15))	21		
				住民税額控除額 (21) × $\frac{1.4}{100}$	22		
特定寄附金に関する明細							
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容			特定寄附金の額		
					23		
・					円		
・							
・							
計							

別表六(二十二) 令六・四・一以後終了事業年度分